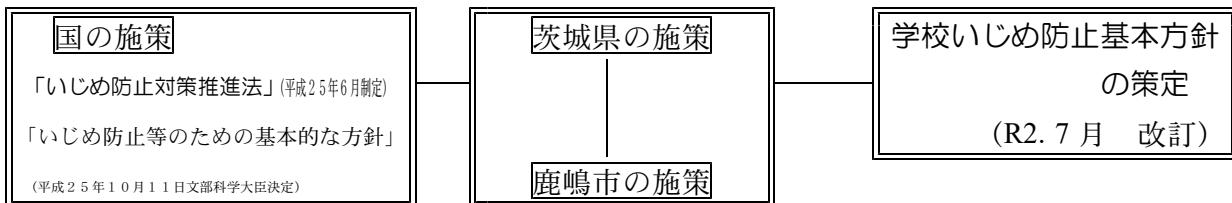


学校いじめ防止基本方針



《いじめ防止基本方針策定の目的》

学校が子ども達の健全育成を図り、いじめのない学校の実現を目指すために、基本方針を策定するとともに組織を設置して具体的な対応の推進を図る。

1. 波野小の「学校いじめ防止基本方針」

(1) 基本方針

本校で学ぶすべての児童が、楽しい学校生活がおくれるよう「いじめを絶対許さない学校づくり」をめざし全職員で推進する。もし、いじめられている児童を発見したら全力で支える。

(2) 基本姿勢

① いじめは、人間として絶対ゆるされない行為であり、あってはならない。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利やその他の活動を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を及ぼし、また生命や身体に重大な危険を及ぼすおそれがある。

② 「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はない」という認識を常にもって指導にあたる。

③ 日頃より「いじめの未然防止、早期発見」に努め、いじめに関する情報を得たら早期に全職員で組織的に対応する。

◎ 児童の姿・・

いじめは絶対しない。

いじめを見たらふざけたりはやし立てたりしない。

いじめを見たら見て見ぬふりをしない。

◎ 職員の姿・・

いじめを許さない学校づくりに積極的にかかわる。(いじめ未然防止、早期発見、迅速な対応に努める。)

いじめ防止対策推進法についての目的や理念等を理解する。

いつも人権尊重の精神を意識した教育活動をする。

一人一人の自己有用感を高める学級づくりに努める。

◎ 保護者の姿・・

規範意識や家族間の思いやりの醸成に努める。

いじめやいじめへの加担、いじめの黙認など絶対しないように家族で話し合う。

児童がいじめを受けた場合は、学校や関係機関にすぐに連絡・相談する。

2. いじめ未然防止の取り組み（対策1）

《学級経営の充実》

- ・すべての児童が授業に参加できる「わかる授業」「楽しい授業」づくりに努める。
- ・個々の児童理解に努め、子どものよさが發揮できる集団づくりに努める。
- ・他者への尊重や感謝の気持ちを育て、互いに認めあえる人間関係づくりに努める。
- ・子どもの主体的な活動を推進し、規律ある集団づくりに努める。



- ・互いの授業を参観するなどして、日々授業改善を図る。
- ・「学習規律（正しい姿勢・発表の仕方・聞き方等）」や「生活のきまり」を守ろうとする指導を継続する。
- ・学級内の役割（係活動、当番活動等）を明確にし、その取り組みを評価する。
- ・正しい言葉遣いに努め、不適切な言動をせず、公平な態度で接する。
- ・発達障害のある子への理解など児童理解やその認識を深める。
- ・生活体験や社会体験のねらいを明確にし計画的に実施する。
- ・縦割り班等、異学年での交流活動での関係づくりを計画的に実施する。
- ・道徳の授業でいじめに関する内容を取り上げる。
- ・生活アンケート（児童・保護者）調査、教育相談週間（年3回）を計画的に実施する。

3. いじめ早期発見の取り組み（対策2）

《日常の児童観察や交流の充実》

- ・学校生活の全ての場の観察や交流を通して、児童の小さな変化に気づく
- ・いじめを訴える方法を家庭や地域へ周知する。いじめの報告を受けたら速やかに対応する。
- ・いじめに関して保護者や地域からの情報提供を依頼する。



- ・毎朝の出席確認は、児童一人一人の顔を見て行う。
- ・休み時間や給食時、清掃時、学級の日（水）など児童と直接向き合う時間を確保する。
- ・気づいた情報はメモ（5W1H）をとり、職員間で確実に共有化を図る。
- ・暴力的行為を見たら遊びやふざけと言ってもすぐ行為を止めさせ担当者に報告する。
- ・定期及び随時の「生徒指導連絡会」を開催し、児童の状況把握に努める。
- ・定期的に保健室の来室状況などを確認する。
- ・「学校いじめ防止対策委員会」を開催し運営する。
- ・連絡帳などを活用し、保護者からの情報を得る。
- ・「生活アンケート」や教育相談週間（年間3回）の活用をする。

4. いじめ対処の取り組み（対策3）

《波野っ子いじめ防止対策委員会と鹿嶋市いじめ問題等対策委員会との連携》

- ・事実関係を正確に把握する。（担任、生徒指導主事）
- ・「生徒指導連絡会」で「いじめ」とすべき事案か判断し、対応は最後まで「組織」が責任をもつ。
- ・形式的な謝罪で解消するのではなく、再発防止にむけた教育活動を行うことが本当の解消になるという考えをもち、しばらく経過を見守り続ける。
- ・いじめの対応策の効果が十分見られない時や犯罪行為と認められる時は、早急に設置者や警察署等の関係機関と相談し、適切な指示・援助を得る。

- ・発見や通報によっていじめと思われる言動をした場合は、特定の教職員で抱え込みます、速やかに管理職に報告し、組織で対応する。
- ・被害児童を守り通すとともに、加害生徒には毅然とした態度で指導する。
- ・全職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関と連携し対応する。
- ・生徒や保護者に「最後まで守り抜くこと」や「秘密を守ること」をはっきりと伝える。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報は、家庭訪問等で速やかに保護者に伝える（即日対応）。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を得る。
- ・聴き取った内容を速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。
- ・保護者と連携した適切な対応ができるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

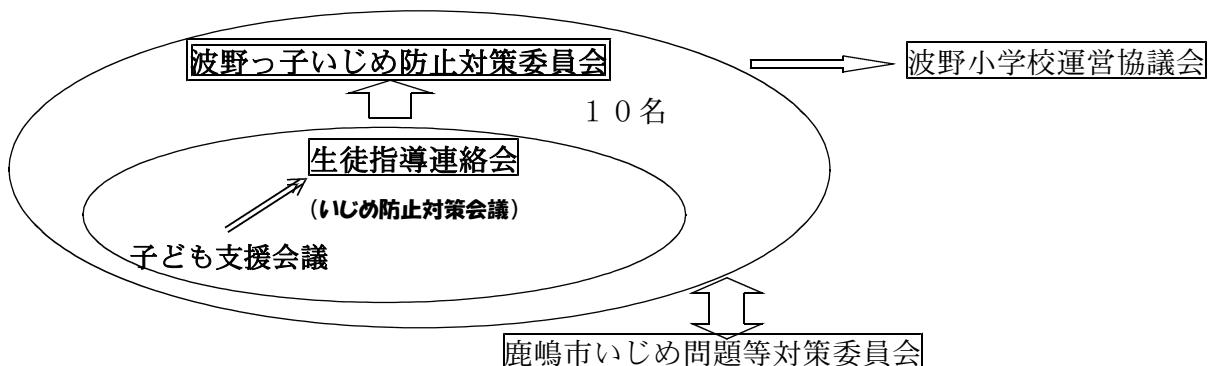
※いじめ解消の取り組みとは

- ①いじめに係る行為が止んでいること
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

5. いじめ防止等の対策のための組織

(1) 「波野っ子いじめ防止対策委員会」・・・・生徒指導連絡会

いじめに関する懸念や児童の訴えなどの事案に組織的に対応するための中核となり、隨時必要に応じて召集する。原則として年2回開催し、学校のいじめの実態やいじめ防止への取り組み状況の報告及び懸案事項の協議をする。



(2) 「波野っ子いじめ防止対策委員会」構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、ブロック代表、PTA役員（会長）、波野まちづくりセンター長、区長（代表）

※事案に応じ 民生委員、青少年相談員、波野地区区長、子ども育成会長、児童委員、ゆうゆう広場相談員、専門職員（精神科医、カウンセラーなど） PTA役員（副会長）等の関係者を含む

(3) 主な内容

- 7月
 - ・学校運営方針の説明・・・「学校いじめ防止基本方針」等について
 - ・「いじめ防止対策委員会」についての共通理解

- 2月
- ・生活アンケート、学校評価等の結果に基づき、いじめの状況等についての児童及び学校の取り組みについての報告と共通理解
 - ・地域での児童の生活状況等について情報交換

(4) 備考

- ・本会議は「波野小学校運営協議会」の開催後に実施するものとする。
- ・本会議は校長が主催し、必要に応じて臨時に会議をもつことができる。
- ・臨時の会議は、いじめ問題において「重大な事態」が生じた時に開催する。
- ・校内の生徒指導連絡会が、「いじめ防止の体制づくり」の中心となり日常的に推進する。

※「重大な事態」とは

- ・いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

6. 重大事案への対応

鹿嶋市いじめ問題等対策委員会と連携して、市教育委員会の指導・助言を仰いで対応する。

7. 新型コロナウイルス感染症に関するいじめ対応

- ・感染症に関する偏見や差別につながる行為は断じて許されるものではない。差別や偏見、いじめ等が生じないように十分配慮して指導すること。
- ※ 学級担任や養護教諭等を中心として、児童の状況を的確に把握し、健康相談やS Cによる支援を行う等、心の健康問題に適切に取り組む。
- ※ 感染者、濃厚接触者とその家族、感染症対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別が生じないように、発達段階に応じた指導を行う。